

兵庫県公報

令和8年4月1日 水曜日 第7号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

公布された法令のあらまし

◎都市計画に関する手続等を定める規則（規則第23号）

都市計画法の規定により県が市街化区域と市街化調整区域との区分を定めている東播都市計画区域について、当該区域のうち加西市の区域に係る部分を新たに加西都市計画区域とし、当該区分を定めないこととするに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第23号

都市計画に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

都市計画に関する手続等を定める規則（昭和45年兵庫県規則第42号）の一部を次のように改正する。
第6条の2第1項中「とし、同号オに規定する規則で定める市町は、加西市」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。